

作成年月日	令和5年1月12日
作成部隊	東立川駐屯地業務隊
仕様書番号	東立川駐業-004号

## 紙裁断機点検保守等業務に関する標準仕様書

文書管理者：東立川駐屯地業務隊総務科長  
保存期間：1年（6.3.31まで保存）  
枚数：3枚

## 仕様書

- 1 役務件名 紙細断機点検保守等役務
- 2 役務場所 東京都立川市栄町1-2-10 陸上自衛隊 東立川駐屯地
- 3 役務概要 紙細断機、中1台の保守点検及び部品交換
- 4 一般事項
- 4.1 総則
- 4.1.1 適用範囲  
本役務は、本特記仕様書による他、製造メーカーの仕様に基づき、実施するものとする。
- 4.1.2 疑義  
図面と特記仕様書との内容に相違又は明示なき場合、疑義が生じた場合には、すべて契約担当官及び監督官と協議するとともに、その指示に従うものとする。
- 4.1.3 軽微な変更  
役務作業に際し、現場の納まり及び取り合わせ等の関係で位置又は工法を多少変え、それによる数量を幾分増減する等の軽微な変更及び技術的に当然施工すべき事項が発生した場合は、監督官の指示に従い作業するものとする。
- 4.1.4 消耗品等  
本役務に必要な工具類及び消耗部品は、請負業者の負担とするものとする。
- 4.1.5 発生材等  
撤去等により発生した発生材において、金属材料については、発生材調書を監督官へ提出した後、監督官の指示する場所に集積する。その他は全て廃棄物の処理及び清掃に関する法令に基づき処理すること。なお、その結果を書面（産業廃棄物管理票E票写し）にて提出すること。
- 4.1.6 電気水道使用  
工事に必要な電気水道は、官側で負担するものとする。
- 4.1.7 既存部分等への処置  
工事施工に際し、既存部分を汚損した場合は、監督職員に報告するとともに承諾を受けて原状に準じて補修する。
- 4.2 現場管理
- 4.2.1 安全管理  
現場における火災予防、安全衛生並びに在来施設等の保護には、十分注意を払うものとし、一切の責任は請負業者が負うものとする。  
材料及び土砂等の搬送計画並びに通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、監督官と十分調整のうえ、交通整理等の安全管理を行うものとする。  
万一、災害及び事故が発生した場合には、速やかに監督官に報告するとともに、その指示に従うものとする。
- 4.2.2 現場監督  
役務期間中、現場代理人は作業現場に常駐し、上記安全管理を徹底すると共に、監督官の指示を確実に遂行できる状態を確保するものとする。  
現場代理人は、現場作業員が作業現場以外の施設にみだりに立ち入らないよう、周知徹底させるとともに、作業するに相応しい作業態度を教育徹底するものとする。
- 4.2.3 作業時程  
作業実施時間は0830から1715までとし、土曜日・日曜日・祝日の作業は原則として実施しないものとする。

役務件名	紙細断機点検保守等役務	図面番号	1 / 4
図面名	仕様書	縮 尺	—
陸上自衛隊東立川駐屯地業務隊補給科			令和4年12月

#### 4.2.4 養生・清掃

必要に応じ、既存施設部分等について適切な養生を行うとともに、完成に際しては、当該役務に関する部分の適切な後片づけ及び清掃を行うものとする。

#### 4.3 材料検査

##### 4.3.1 材料品質

工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とし、特記事項に製造元等の参考記載がある場合においては当該記載事項同等品以上とするものとする。なお、特記なきものについては、JIS及びJAS規格品とするものとする。

材料の色、柄等については、監督官の指示によるものとし、使用材料等の見本は必要に応じ監督官に提出、承認を得るものとする。

##### 4.3.2 材料検査

現場に搬入した材料は、その種別ごとに、品質、数量について監督官の検査を受けるものとする。ただし、工場組立等のためにあらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りではないものとする。なお、搬入した材料は、役務で使用するまでの間に変質等なきよう、適切に保管するものとする。

材料検査結果、並びに長期保管等による変質等により役務に使用することが適当でないと監督官が判断したものについては、直ちに新品と交換し、再度検査を受けるものとする。

#### 4.4 関係書類

##### 4.4.1 提出書類

役務に関する申請及び提出書類は全て官側で示す規格様式により作成の上、A4ファイルに整理し、提出期限までに必要部数を揃えて提出するものとする。

##### 4.4.2 工程表

工程表の作成に際しては、着工に先立ち監督官と協議のうえ、作成し提出するものとする。

##### 4.4.3 役務写真

役務写真はカラーサービス版とし、着工前、作業中、完成後・完成後隠蔽部・材料検収及び管理官の指示するものを工事用アルバムに整理したうえ、提出するものとする。

### 5 特記事項

#### 5.1 紙細断機点検整備・部品交換

##### 5.1.1 点検整備対象機器は、下記のとおりとする。

品名	製造元	規格	数量	設置場所
紙細断機（中）	㈱ナカバヤシ	NX-506SPH	1	2-1号館（細断室） (設置日：令和4年11月1日)

##### 5.1.2 整備事業者

本役務は、点検整備対象紙細断機に関する知識及び保守点検作業経験に熟知した作業主任者により実施するものとする。

役務件名	紙細断機点検保守等役務	図面番号	2 / 4
図面名称	仕様書	縮 尺	—
陸上自衛隊東立川駐屯地業務隊補給科			令和4年12月

### 5.1.3 部品交換

保守点検にあたり、以下の部品交換を実施するものとする。  
紙細断機（中）駆動チェーン×1個

### 5.1.4 点検内容

点検内容は、下記のとおりとする。なお、本項目の他、製造メーカーの仕様により点検を実施する必要のある項目がある場合においては、点検内容を追加するものとする。

#### (1) 紙細断機（中）

点検項目	点検内容		点検項目
A 駆動部	1-1	モーター（580W）	振動・異音・損傷
	1-2	カッター（ヌードルカット）	刃の摩耗・欠落・損傷・紙詰まり
	1-3	カッター（スパイナルカット）	刃の摩耗・欠落・損傷・紙詰まり
	1-4	フラットカッター	刃の摩耗・欠落・損傷
	1-5	仕切板	摩耗・変形・損傷
	1-6	駆動ギア	摩耗・損傷・グリス給油
	1-7	ギアカバー・軸受フレーム	変形・損傷
	1-8	ペアリング	摩耗・機械潤滑油注入
	1-9	ボルト・ビス類	軸受・カッター（各フレーム止め）
	1-10	内部清掃	詰まり・紙粉
B 制御部	2-1	操作スイッチ	損傷・ズレ・緩み
	2-2	投入センサー	損傷・ズレ・緩み
	2-3	ドアセンサー	損傷・ズレ・緩み
	2-4	満杯センサー	損傷・ズレ・緩み
	2-5	回転センサー	損傷・ズレ・緩み
	2-6	端子台	結線緩み・増締め
	2-7	P C ボード	配線チェック
	2-8	モーター電流	無負荷・負荷

### 5.1.5 その他

- ア 不良箇所等を発見した場合は、すみやかに監督官に報告し、修理等見積書（様式随意）を提出するものとする。
- イ 紙裁断機（中）カッター内の清掃については、カッティングユニットを取り外して行うものとする。

役務件名	紙細断機点検保守等役務	図面番号	3 / 4
図面名称	仕様書	縮 尺	—
陸上自衛隊東立川駐屯地業務隊補給科			令和4年12月